

患者様へのご案内

～ 長期収載品と選定療養について ～

2026年度診療報酬改定に伴いまして、2026年6月から長期収載品（後発品・ジェネリックがある先発医薬品）の処方をご希望される患者様におかれましては、薬価差の1/2が選定療養の対象となると厚生労働省より通達が出ております。
(保医発0327第11号)

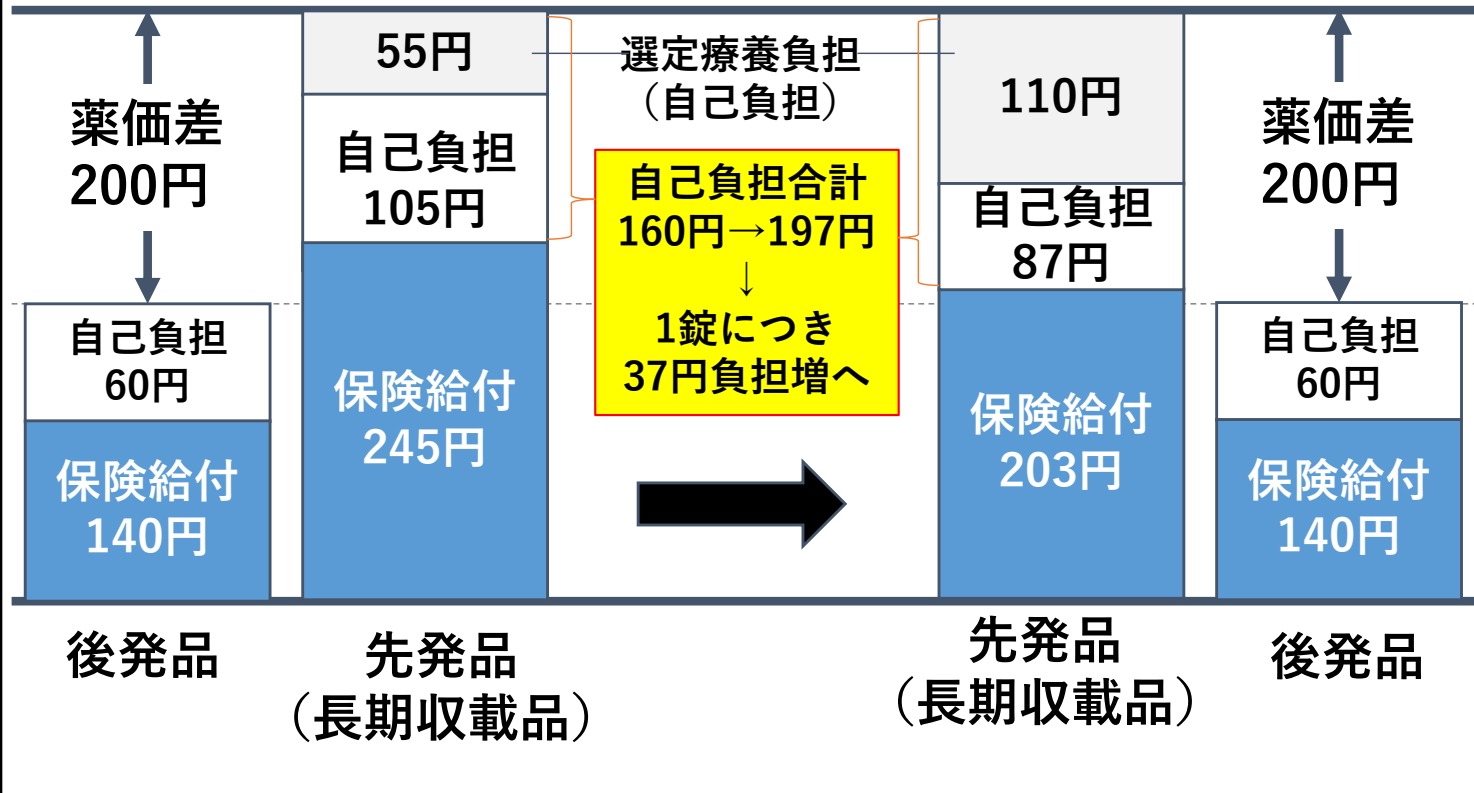
長期収載品の先発薬を希望されると自己負担額が増えます

長期収載品の処方希望に伴う選定療養とは

例) 先発品（400円）と後発品（200円）、3割負担の場合で患者様が先発品を希望した場合

2024年10月～2026年5月

2026年6月から



- 札幌東徳洲会病院では、患者様の自己負担額を考慮し、後発品の使用を推進いたします
- 医師が医学的に必要と認めた場合は、上記の限りではありません
- 先発品をご希望される場合は「院外処方箋」での対応となることをご留意ください